中央町防災建築街区公費解体について

氷見市市民部　環境保全課

東工業・三興土木防災街区解体工事特定建設企業体

令和８年１１月５日

はじめに

6月30日に開催させていただいた工事説明においては、詳細な工事内容をお示しできず、地域住民の皆様にご不安な思いをおかけいたしましたことをあらためてお詫びいたします。

今回、前回説明時にいただいたご意見や、その後、地域の代表の皆様のご意見をいただきながら本書をまとめさせていただいたきました。

皆様のご不安を少しでも和らげるため、解体作業中におきましても、騒音・振動に配慮した丁寧な施工、適切な工事環境の保全、きめ細かい工事経過の報告などを心がけ取り組みますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

目 次

1　工事概要・・・・・・・・・・・・Ｐ３
2　工事範囲・・・・・・・・・・・・Ｐ４
3　工事カレンダー・・・・・・・・・Ｐ５～
4　施工管理計画・・・・・・・・・・Ｐ７～
5　仮設計画・・・・・・・・・・・・Ｐ１２
6　アスベスト除去計画・・・・・・Ｐ１３～
7　物件補償について・・・・・・・Ｐ１９～
8　その他お知らせ・・・・・・・・Ｐ２３
9　問い合わせ先・・・・・・・・・Ｐ２４

1　工事概要

○工事場所　氷見市中央町９番１号、３～１１号地内
（旧氷見市まちづくりバンク～旧茶山電気まで）

○工事（契約）期間　令和８年５月１５日～令和９年１２月３１日まで（予定）

○工事内容　解体建物数　44棟（付属建物を含む）
総延床面積　防災建築3,151.35㎡、付属建物1,705.88㎡、計4,857.23㎡
構造　鉄筋コンクリート造（16棟）
鉄骨造（5棟）
木造、土蔵、コンクリートブロック造（23棟）
アスベスト除去工事
解体支障工作物除去工事（アーケード）

〇発注者　氷見市（担当課　市民部環境保全課）

○工事施工者　東工業・三興土木防災街区解体工事特定建設企業体

2　工事範囲

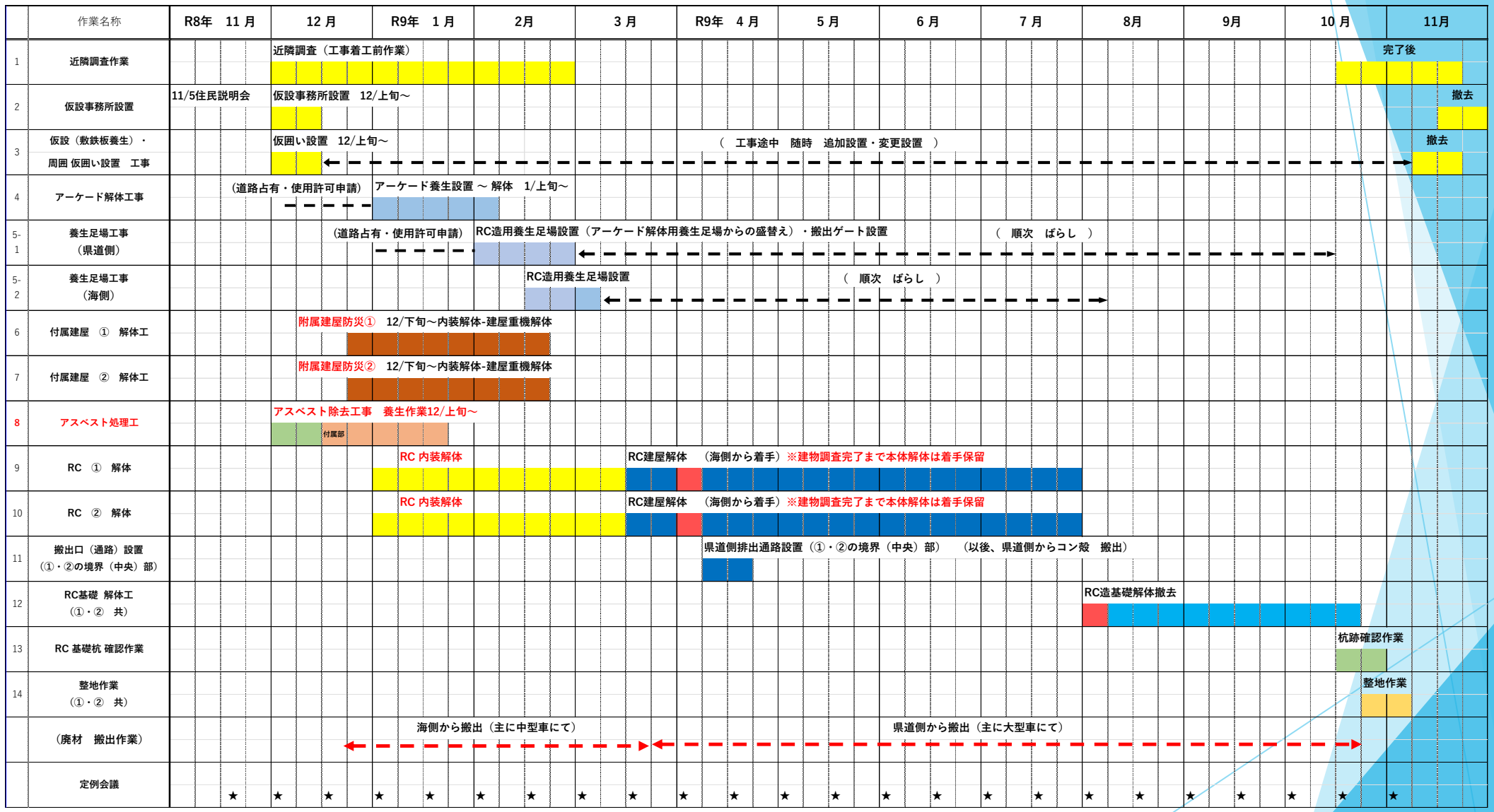


3　工事カレンダー

- ※主な工程ごとの作業時期をお示しします。

開始時期	内容	工事の種類	終了時期
令和８年１２月上旬	仮囲い設置	仮設・養生	解体工事完了まで
	アスベスト除去作業	解体工準備	令和９年１月下旬
令和８年１２月下旬	木造等付属屋の解体	解体工	令和９年２月下旬
令和９年１月上旬	アーケード養生・解体	解体工	令和９年２月上旬
	RC本体建物の解体	解体工	令和９年７月下旬
令和９年８月上旬	RC本体建物基礎部分の解体	解体工	令和９年１０月下旬
令和９年１１月上旬	敷地整地等	仕上げ工	令和９年１１月下旬

(概略工程表)



※現時点の案です。資材の手配や、気象状況により前後する場合があります。特に工程初期の変更については、現場事務所開設後に、お知らせ看板に日程を掲示します。

4　施工管理計画

1．作業時間及び休日について

（１）作業時間は原則として8時00分から17時00分までとします。

特定作業等騒音の発生する作業は原則、8時30分から16時00分までとします

（２）原則として土曜・日曜・祝祭日及び長期休暇（ゴールデンウィーク、お盆、年末年始など）は、作業全休日とします。ただし、次のような場合に限り作業時間帯以外・休工日にも工事を行わせていただく場合があります。

① 騒音及び振動等の少ない内部工事、準備及び後片付け等の作業

② 道路交通法により時間的に車両規制を受ける機材の搬出入作業

③ 暴風雨・地震等、安全維持のために必要がある場合

２．安全管理について

（１）工事期間中は、現場敷地内に現場事務所（防災街区内の旧氷見市まちづくりバンク、工事進捗により近隣空き店舗に移動予定）を設置して、現場代理人が常駐して施工管理をします。

（２）粉じん飛散等防止のため、現場の周囲をシート等で囲い、きめ細やかに散水を行うため、散水人員を専属配置して作業を行います。

（３）工事関係者には、工事敷地内はもとより地域周辺での行動についても、マナーの向上と風紀の維持に努めるように指導をします。

３．工事関係車両及び交通対策について

（１）現場の出入口には、交通誘導員を配置して、工事車両の誘導を行い一般車両と歩行者の保護に努めます。

（２）一部のトレーラー等大型車両の搬入出については、安全確保と交通渋滞防止のために、交通量が少ない時間帯に行わせていただく場合があります。その際は、事前に「お知らせ看板」にてお伝えをします。

（３）法定速度と積載荷重を超過しないように運転手への指導をします。

（４）工事関係車両が、工事敷地付近や地域の道路で待機をすることが無いようにします。

４．環境対策について

（１）騒音対策のために、使用する重機は低騒音型の機種を使用します。

（２）防音シート等を適切に設置して騒音を低減させます。

（３）振動対策として、解体工法は振動の少ない油圧圧砕工法等を積極的に採用します。

（４）騒音と振動は、測定器により発生状況を確認して騒音と振動の抑制に努めます。また、測定器が示す数値は、近隣の皆様にも確認ができるように、現場の外から見える位置へ表示板を設置します。また、常時記録し、必要に応じて記録の開示を行います。

（１）

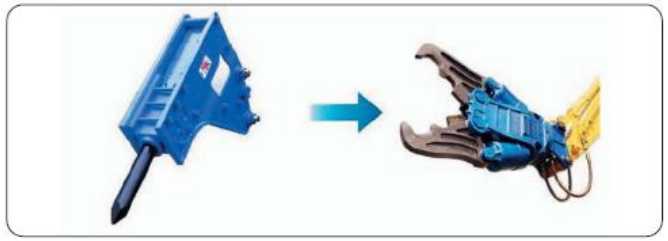


低騒音型建設機械の指定ラベル

（２）



（３）



（４）



５．養生シート等の配置範囲



養生シート等の配置

5　仮設計画



解体建物

解体アーケード

仮囲い

養生足場

工事車両出入口

搬出・搬入車両経路

仮設事務所

6　アスベスト除去計画

（１）アスベストについて

　天然にできた鉱物繊維で、熱や摩擦に強いなど、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、吹付け材や断熱材といった建築建材に広く使用されてきたものです。

しかしながら、吸入することにより悪性中皮腫等の原因になるなど、有害性が高いことから、現在では製造、使用等が禁止されています。



天井断熱材の例



ひる石吹付材の例

目で見るアスベスト建材　平成１８年３月（国交省）より転載

（２）アスベスト含有建材の使用について

事前調査の結果、下記のとおりアスベストの使用が判明しています。

含有建材の種類	飛散性	アスベスト混入部位
吹付断熱材	高	増築部分の屋根裏の一部
屋上防水（塗料）	低	鉄筋コンクリート建物の屋上
外部仕上材（塗料）	低	鉄筋コンクリート建物、増築部分の壁面ほか

※建物内装における、天井材、壁材（けい酸カルシウム板、石膏ボード等）床材等（Ｐタイル等）は、アスベスト含有建材とみなして取り扱いを行います。（いずれにおいても飛散性は低いものになります）

（３）飛散性の高いアスベストの除去工程



①作業場所の隔離

作業場所は十分な強度を有するプラスチックシート2重に用いて、室内を密閉状態に隔離します。



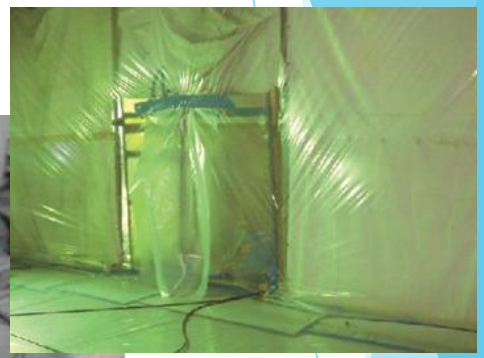
②セキュリティゾーンの設置

作業場所の出入口には、エアシャワーを備えたセキュリティゾーンを設け、作業者の出入りの際にアスベストが飛散するのを防止します

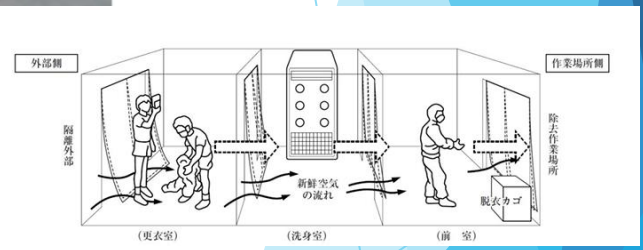


③集じん・排気装置

作業室内には、捕集効率99.97%以上の集じん・排気装置を設置し、室内を負圧にして作業を行います



※作業室内の気圧が外部の気圧より低い状態



※セキュリティーゾーン内部イメージ

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び 石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル　令和３年３月（環境省）より転載



④飛散抑制剤

除去するアスベストには、あらかじめ、粉じんの飛散を抑制する薬液を吹き付け、湿潤化させてから作業を行います



⑤廃棄物適正処分

除去したアスベストは、作業場所内で廃棄物専用袋に２重に詰めて密封し適正に処分します



※2重梱包後の保管例

※測定の例



その他

○除去工事の事前周知

○作業前、作業中、作業後の周辺アスベスト濃度調査

○集じん・排気装置の排気口の粉じん計による漏えい監視

○所管職員による立入検査の実施など

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び 石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル　令和３年３月（環境省）より転載

（４）飛散性の低いアスベストについて

飛散性が低いアスベストについては、セキュリティゾーン等の設置は必要ありませんが、湿潤化等、法令に基づいて適正に撤去します。



アスベスト含有天井材、壁材（けい酸カルシウム板、石膏ボード）



アスベスト含有床材（Ｐタイル）



外部仕上材
湿潤化、専用機材による除去（塗料）

目で見るアスベスト建材　平成１８年３月（国交省）より転載

（５）アスベスト使用建物



アスベスト使用建物

7　物件補償について

（１）調査手法

（事前準備）鉄筋コンクリート造の建物から、半径３０m以内に存在する建物全部に調査を実施します。また、隣接敷地において、必要と判断される建物については、追加して調査を行います。

（調査実施）専門業者が現地で住宅や建物の現状を調査し、写真や記録を残します。外部と内部の両方をチェックし、地盤高、現状のひび割れや傾き、設備の損傷状況などを確認します。なお、ブロック塀等の工作物は原則調査対象に含んでおりません。

（報告書作成）　調査結果をまとめた報告書を作成、記録を残します。（報告書は建物所有者へお渡しします）

（２）補償内容

解体完了後、所有者の被害の申出等により、工事との因果関係（有無も含めて）の把握を行なったうえで、調査記録を元に、被害の程度と範囲の調査を行います。工事影響による損傷と判断された場合、適正な補償（復旧）費用の算定を行なった後、補償を行います。なお、補償費用は必要に応じ第３者からの算定を行います。

補償範囲は、原状回復に要する費用となります。（建物等の使用目的及び使用状況、損害等の発生箇所及び発生状況並びに建物等の経過年数等を総合的に判断して、技術的及び経済的に合理的かつ妥当な範囲において行われます）

（３）補償内容の一般的な取り扱の例示

・屋根　瓦ずれが生じている場合はふき直し、破損等が生じている場合は補足し、ふき直し。

・外壁　同程度の仕上げ材で塗り替え、取り替え。ちり切れ※にあっては、発生箇所の充てん。

・内壁、天井　同程度の仕上げ材で塗り替え，又は張り替え。（納戸・押入れ等の場合、ちり切れは、発生箇所の充てん）

・建具　建付けを調整。建付けを調整することが困難な場合は建具を新設。

・その他　発生箇所、損傷の状況等を考慮して前の状態、機能に回復することを原則として補修。

※ちり切れ　壁の入隅や、壁どうし・柱と壁との取り合い部分等に隙間ができること

・ちり切れの例





（４）補償金額

・円滑に補償を行えるよう、下記の内容で工事保険の加入を行います。なお、当該工事保険は建物調査範囲以外の損害においても適用されます。

身体障害	１名	最大5,000万円
	１事故	最大10,000万円
財物損壊	１事故	最大2,000万円
地盤に対する損害	１被害者	最大2,000万円
	１事故	最大2,000万円

・万が一最大額を超える補償が必要な場合は、市、受託者の責任において対応を行います。

（５）調査対象範囲



・緑色の建物

→調査原因とする建物（鉄筋コンクリート造の建物）

・オレンジ色の建物

→半径30mの範囲内調査対象建物

・水色の建物

→現地調査の結果により判断。
個別に連絡し、協力を依頼します。

※既に解体されている、新たに建物を建築したなどにより当該地図と現況に差異がある場合があります。（現地踏査により現況の把握を行い調査漏れを防ぎます）

（６）液状化対策地域の隣接について

専門機関である、一般財団法人ＧＲＩ財団に確認を行っております。（液状化対策検討委員会にも参加いただいております）

（概要）

・液状化が発生する地震というのは震度５弱以上のものであり、解体工事ではそのような規模の地盤震動は生じない。

・震度5弱の地震動は住宅自体が震動被害を受けるレベルでもあり、これまでの解体工事で住宅が被害を受けたといった事例はない。

・以上のことから、今回の解体工事で周辺の住宅に液状化に由来する被害が出るということは考えにくい。

なお、解体工事で許容される地震動は最大でも、敷地境界線で震度２です。（おおよそ赤色のラインが敷地境界）

ただし、万が一被害が発生した場合も、今回加入の工事保険による補償の対象となることを確認済みです。



８　その他お知らせ

（１）工事敷地内や近接する道路など、地域環境美化に心がけ、近隣の皆様にご迷惑をおかけしないように管理します。

（２）工事の進捗状況や近隣の皆様へのお知らせについては、仮設事務所もしくは仮囲いに設置する「お知らせ看板」に掲示します。

（３）近隣の皆様に配慮しながら工事を進めてまいりますが、お気づきの点等ございましたら現場代理人までご連絡下さいますよう、よろしくお願いします。

（４）毎月、地区代表、業者、市が集まり定例会議を行います。

（５）工事の進捗等により、当初の計画に変更点が生じる場合は、仮設事務所での掲示に加え、特に重要な事項は回覧、下記専用ページでの共有も行いますのでご活用ください。

中央町防災建築街区公費解体について（１１月５日から開設）

https://www.city.himi.toyama.jp/gyosei/soshiki/kankyo/1/4/7547.html

QRコード

9　問い合わせ先

【発注者】

名称　　氷見市市民部　環境保全課　　担当　山下、浦野

住所　　富山県氷見市鞍川1060番地

連絡先　　電話0766-74-8082

メール　　kankyou@city.himi.lg.jp

【工事施工者】

名称　　東工業・三興土木防災街区解体工事特定建設企業体

主体業者　東工業株式会社　担当　東

住所　　富山県氷見市柳田1255-4

連絡先　　電話0766-91-2886（現場事務所開設まで）

メール　　y-azuma@axel.ocn.ne.jp

※現場事務所開設後は、お知らせ看板、ホームページに連絡先を掲示します

（参考）震災被災地区の復興に向けての方向性

1.姿地区



- 姿地区の自然景観や歴史、食、温泉などの地域資源を活かし交流人口の創出と移住者確保を目指す。
- 解体跡地の多様な暫定活用方法を検討し、地域の魅力向上を図る。
- 空き家を活用した移住者受け入れ体制を整備し、移住促進を支援する。

2.新道地区



- 新道地区の自然景観を活かした良好な居住環境と広大な土地の利活用による交流創出を図る。
- 解体跡地を住民や来訪者の憩いや癒しの場として暫定活用する。
- 区画整理の推進や一体的な土地開発に向けた検討を進める。

3.北大町



- 北大町周辺環境と調和した快適な住宅地再生とひみ番屋街との連携による周遊性の創出を図る。
- 解体跡地を活用し、コミュニティ維持と周遊性向上につながる暫定活用を進める。
- 市景観計画に基づくまちなみの統一基準と跡地利用推進体制を整備する。

4.中央町



- 中央町の復興まちづくり方針に基づき、賑わいとなりわいの創出と中心市街地の活性化を図る。
- 暫定的な仮設店舗などによる新規参入や育成、イベント実施で効果検証を行う。
- 再整備に向け、多様な土地活用の方法を探る。